

われわれは宗教や「カルト」の問題にどのように向き合うべきか

～オウム真理教の事例を中心として～

5

1. 宗教や「カルト」の問題に適切に対応するには？

近代主義に立脚した三つの原則

(1) 寛容……自分とは異なる他人の信条・行動を許容し、強制や攻撃を行わない。 10
→ toleration の原義は我慢。不愉快に思う相手でも、余計な干渉をせず、一線を引いて我慢。

(2) 分析……当該集団の客観的状态を明らかにし、思想内容を的確に分析する。 15
→私自身は「カルト」を、「反近代主義の諸幻想に駆り立てられた熱狂的集団」と規定。その中心にある幻想の来歴や構造を分析することは、冷静な対処の前提として不可欠。

(3) 公安……公共の安全が毀損される恐れが出てきた場合、国家権力が適切に介入する。

・現在の対処方法は、「憎悪感情や疑似科学に基づく私刑^{リンチ}」になっているのでは？

20

ジョン・ロック『寛容についての手紙』

a) 政治的問題と宗教的問題の峻別

・政治的共同体（国家）とは、人々が自らの私的利益（生命・財産・自由）を守るために契約によって作り上げた機構である。その役割は、平等な法の公布によって、現世の事物の正当な所有を保障することに限られ、「魂の救済」までは保障し得ない。 25

・宗教的共同体（教会）とは、人々が信仰のために自発的に作り上げた結社である。宗教が有する生命力は、本人が心の中で深く納得するという点にある。ゆえに個人は、教会の方針が意に沿わない場合、自由にそこを離れることができる。教会もまた、個人が教会の法に従わない場合、その人物を追放することができる。とはいえ特定の教会が、異宗派や異教徒の人間を差別・迫害したり、暴力的制裁を加えることは許されない。 30

b) 国家は宗教に対してどのように関与すべきか

・宗教と国家は完全に異なる次元に位置するため、両者は厳密に区別されるべきであり、不当な相互干渉は許されない（政教分離）。特に国家は、宗教団体の内部で行われることが 35
法に反しない限り、自由な活動を容認しなければならない（信教の自由）。

・とはいえ、以下のような場合には、国家は宗教の領域に介入する必要がある。

(ア) 反社会的な団体

政治社会の維持に不可欠な道徳に反する見解を唱え、宗教の教義として保持している。 40

(イ) 不当な特権を要求する団体

自分自身だけが、政治権力から特別な権利を与えられることを要求する。

(ウ) 他の君主や国家への奉仕を求める団体

その教会に加わると、実質的に他の君主や国家の保護下に入り、奉仕するようになる。

(エ) 無神論者

すべての宗教に対して攻撃的になると同時に、契約や誓約の神聖性を瓦解させてしまう。 45

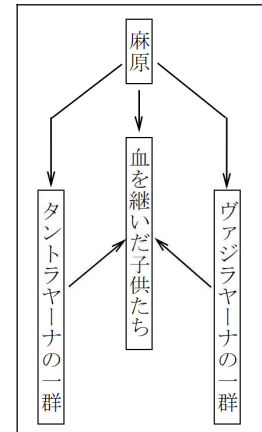
(オ) 反乱を企てる秘密集会

秘密裏に集会を行い、反乱を企てているような団体。

2. オウム真理教の隠された中核構造

・オウムの組織としては、階級制や省庁制などが存在していたが、それらは多分に表向きのもの。実際には、麻原氏とどれだけ「近い」関係にあるかによって、真の中核構造が作り上げられていた。

・麻原氏ともっとも近い関係に置かれたのは、彼の血（遺伝子）を受け継いだ子供たち。麻原氏には、正妻の他にも多数の愛人がおり、多くの子供たちが密かに儲けられた。女子よりも男子が高位に置かれ、最終的には麻原氏の後継者として、「五仏」と称される五人の息子たちを育て上げようとしていた形跡がある。



5

10

・男性の弟子のなかで、麻原氏と近い関係に置かれたのは、教団の秘密の活動、取り分け、教団にとって障害となる内外の人物の粛清に関与した者たち（「ヴァジラヤーナの一群」と仮称）。真島照之死亡事件（1988年9月）、田口修二殺害事件（89年2月）、坂本弁護士一家殺害事件（89年11月）などを通して、その原型が形成された。

15

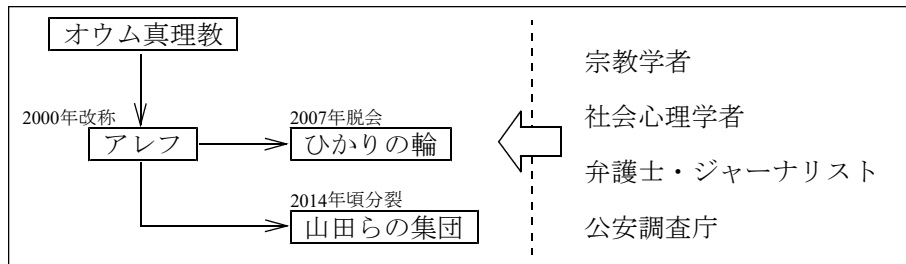
・女性の弟子のなかでは、性愛に関する秘密の実践に従事した者たち、なかでも、麻原氏の子供を産んだ女性たちが特別視された（「タントラヤーナの一群」と仮称）。また、何人かの男性信者が補佐役としてその活動を管理していたと推測される。

20

→オウムの支配体制についてはこれまで、「教祖が弟子たちをマインド・コントロールしていた」という説と、「弟子たちが教祖に付度しながら暴走した」という説が唱えられてきたが、どちらも正確ではない。教祖とその遺伝子の継承者たち、および、深い帰依によって教祖と「合一」した特別な弟子たちが、教団の中核部を密かに形成していた。

25

3. 事件後の教団の分裂



30

35

アレフ

・破産管財人によって「オウム真理教」の名称使用が禁止されたため、2000年に改称。麻原氏の家族を中心とした体制が維持されていると思われるが、実態は不明。

ひかりの輪

・1999年に刑期を終えて出所した上祐氏が、教団改革に着手。オウムが外部に損害を与えたことを認める、内部の暴力事件を調査する、麻原氏家族の支配体制から脱却するという方針を示したため、教団内で「上祐派」と「三女派」が対立。2007年に前者が脱会。現在は、スピリチュアル的宗教観が残存するものの、オウム信仰からは完全に離脱。

40

45

山田らの集団

・麻原氏の次男をアレフに復帰させるという問題をめぐって、教団内で意見対立が生じ、三女派の一部が2014年頃に分裂したと言われるが、実態は不明。

4. オウム事案の対応者に内在する諸問題

宗教学者

・宗教学は、19世紀半ばに創始された、未だ歴史の浅い学問。キリスト教が中心であった従来の宗教観に対抗して、さまざまな宗教を客観的に分析・考察することを目指した。 5

→宗教学は、「客観的」であると同時に、「対抗的」な性質を帯びてきたのではないか？

・宗教学の創始者の一人と見なされるのは、F・M・ミュラー（1823～1900）。彼は、それまで重視されてきたユダヤ教・キリスト教・イスラム教といった「セム系」の宗教の流れを相対化するため、「アーリア系」の宗教の歴史を描き出そうとした。インドを支配していた高貴な人種アーリア人が、西方に移動する過程で主要な諸文明を築いていったと主張。その歴史観は「アーリアン学説」を支える柱となり、ナチズムにも取り入れられた。 10

・ミュラーのロマン主義的宗教観を、C・G・ユングやミルチア・エリアーデらが継承。20世紀後半には、ニューエイジやスピリチュアルの運動として世界的ブームを起こした。 15

・1970年代、東京大学の宗教学者・柳川啓一の下に、活動家気質の学生たちが集まる。「ゲリラ宗教学」が提唱され、新興宗教を含むさまざまな団体への「潜り込み」が行われた。中沢新一『虹の階梯』を始め、彼らの著作物や言動が、オウムにも影響を与える。 20

→日本の宗教学は、オウムとは何だったのか、なぜ自分たちがその暴走を後押ししてしまったのかを真剣に考察するべきであったが、そうしたことは行われず。現在もなお「死生学」研究や「臨床宗教師」育成を通して、スピリチュアル運動を推進。他方で数名の宗教学者は、公安調査庁の要請に応じ、当事者への直接的な聞き取りを行わないまま、ひかりの輪を危険団体と見なす文書を作成している。 25

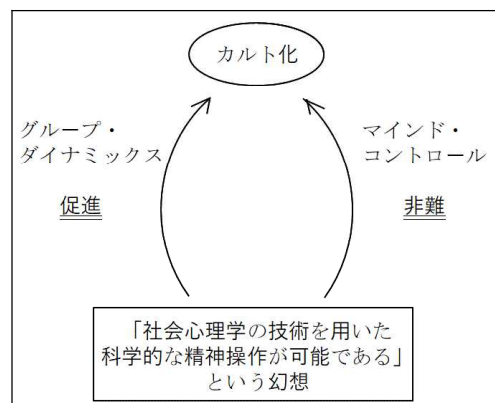
社会心理学者

・ユダヤ系社会心理学者クルト・レヴィン（1890～1947）は、ナチス政権の成立に伴い、ドイツからアメリカに亡命。46年、人種問題を解決するための精神療法として、「溶解・移動・凍結」に基づくグループ・ダイナミクスを提唱。集団内でフィードバックを行い続けることによって、参加者の人格や観念を科学的に変容させようと考えた。 30

・レヴィンの死後、グループ・ダイナミクスは、感受性訓練、エンカウンター・グループ、ヒューマン・ポテンシャル運動、自己啓発セミナーなどを通じて発展し、世界的に流行。ところが次第に、その歪みや弊害も露わに。「溶解」のプロセスの暴力化、トレーナーのカリスマ化など、「カルト」の様相を呈し、さまざまな新興宗教にも影響を及ぼした。 35

・1988年、反カルトの理論として、元統一協会信者のスティーヴン・ハッサンが『マインド・コントロールの恐怖』を公刊。一部の社会心理学者もこの動きに同調する。

→本来であれば社会心理学者は、グループ・ダイナミクス自体が疑似科学性やカルト性を帯びてきたことについて検証・反省するべきであったが、そうしたことは行われず。幻想が外部に投影され、奇妙な「自家中毒」が生じた。



弁護士・ジャーナリスト

・1970年代のアメリカで、カルト信者を脱会させる方法として「ディプログラミング」が横行。信者はカルトから「洗脳」を受けているため、拉致監禁と強制説得によってそれを解除しなければならないと主張された。とはいえ、刑事・民事裁判での敗訴、全米キリスト教会協議会の反対などにより、80年代以降は終息に向かう。 5

・日本でも1966年より、キリスト教牧師による統一教会信者への強制説得が始まり、「洗脳」や「マインド・コントロール」論が取り入れられる。統一教会側の報告によれば、拉致監禁の発生件数は2010年までに4400件に上り、散発的ながら現在も続いている。 10

→本来であれば、政府が統一教会の問題に適切に介入すると同時に、反カルト派による強制棄教の行き過ぎを警告するべきであったが、そうしたことは行われず。自民党と統一教会が「反共」の旗印の下に協力関係にあったこと、警察が家族問題には立ち入らないという方針を貫いたことが主な原因か。結果として「カルト問題」は、左派系の弁護士やジャーナリストが、メディア・バッシングを用いて解決を試みるが多くなった。 15

・1989年5月から、坂本弁護士がオウム問題に携わる。9月に『サンデー毎日』で「オウム真理教の狂気」特集が始まり、10月には「被害者の会」を結成。教団との交渉は徐々に陰悪化した。最終的に、オウムの出家制度を廃止して成年信者も家に帰ってもらう、人を不幸にする信教の自由は許されない、という坂本弁護士の主張に麻原氏が憤り、「ヴァジラヤーナの一群」に「ポア」を指示。11月4日、弁護士一家の殺害が遂行される。 20

→坂本弁護士一家の失踪は、十分に捜査されなかった。当時の警察（公安）が、オウムよりもむしろ坂本弁護士を「左翼の活動家」としてマークしていたことが大きく影響したか。他方でオウムは、犯行が露見しなかったことを「神々の祝福」と理解。 25

公安調査庁

・1911年に特別高等警察が設置され、社会主義運動の取り締まりを開始。25年の治安維持法制定を契機に活動が強化され、共産主義者やアナキストのみならず、市民運動家や社会思想家をも厳しく取り締まった。35年からは、新興宗教団体への苛烈な弾圧を開始。敗戦後、GHQから「秘密警察」と見なされ、45年の人権指令によって解体。 30

→特高のどこが間違っていたか、公安とは本来どうあるべきかを十分に反省するべきであったが、そうしたことは行われず。宗教問題に介入することへの苦手意識のみが残存した。 35

・1949年頃からGHQが方針を転換し、公安による共産主義者の監視を再開。52年に起こった「血のメーデー事件」を切っ掛けに、破壊活動防止法が制定され、同法の管轄官庁として公安調査庁が設置される。

・破防法は現在に至るまで、団体に対しては一度も適用されず。1995年以降、公安調査庁は同法をオウムに適用することを積極的に働きかけるが、さまざまな問題点が指摘され、見送りに。99年、新たに団体規制法が制定され、先述の三団体を観察中。 40

→破防法は、過去に暴力主義的破壊活動を行った団体にしか適用されないため、そうした行為をあらかじめ「防止」できない。また公安調査庁には捜査権限がなく、情報の収集を、金銭を使って「協力者」を獲得するという手法に頼ることになった。観察が認められている上記の諸団体に対しても、依然としてその手法を用いている。しかし、そうして得た情報は不正確なことが多く、発想が全体として「陰謀論」的になるという傾向もある。 45